

「つや姫」生産者認定制度実施要綱

（目的）

第1条 本要綱は、「つや姫」を品質・食味・安全の三位一体の栽培法を重視した高級感のある、おいしい米として生産・流通させるとともに、生産者を一定の要件に基づき認定のうえ、品質の管理を徹底するため、生産者認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査機関の設置）

第2条 山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長（以下「本部長」という。）は、生産者認定の審査等を行う機関として、「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」・水稻新品種等生産組織登録に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会設置要領は別に定める。

（認定の対象者）

第3条 認定の対象となる生産者は、山形県内で「つや姫」の栽培を希望する農業者、法人及び生産者集団とする。

2 生産者集団とは、規約等を有し、栽培方法や使用する資材等を統一して栽培を実践する生産者組織をいう。

（認定要件）

第4条 稲作の改善、土づくりや品質向上に熱心に取り組む高い技術力を有する生産者を認定するため、認定要件を下記のとおりとする。

（1）基本要件

- ①栽培適地内の水田において栽培すること。
- ②栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- ③種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- ④収穫物は自家消費を除き、全量出荷（販売）すること。
- ⑤「つや姫」出荷基準基本方針（玄米粗タンパク質含有率水準 6.4%以下（水分 15%換算）等）に基づき自主仕分けに取り組むこと。
- ⑥「つや姫」ブランド推進にかかる各種制度の運用（書類の提出含む）、「つや姫」ブランド推進に協力すること。また、これまでも協力していること。

（2）面積要件

- ①稲作を経営の柱とし、生産者の水田経営面積が 3 ha 以上または市町村平均の 2 倍以上であること。
- ②「つや姫」の最低作付面積が概ね 60 a 以上であること。ただし、有機栽培の場合は、「つや姫」の最低作付面積が概ね 20 a 以上であること。

（3）栽培要件

安全性をアピールできる次のいずれかの栽培を行い、第三者機関からの認証を受けるものであること。

- ①有機栽培
- ②特別栽培

（4）販売要件

集荷団体へのお荷等具体的な販売（出荷）計画を有していること。

(5) その他

認定に当たっては、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していることに配慮する。

(認定の申請)

第5条 本部長は、新たに「つや姫」を栽培しようとする生産者の申請を一定の期間を設けて募るものとする。

2 新たに「つや姫」を栽培しようとする生産者は、別に定める「つや姫」生産者認定・生産計画承認申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し本部長に申請するものとする。

(1) 「つや姫」販売計画書（様式第5号）

(2) 「つや姫」作付け予定ほ場の地番及び面積（様式第6号）

(認定の審査)

第6条 本部長は、前条の申請があった場合は、認定要件に関する審査（以下「認定審査」という。）を委員会に付託するものとする。

2 委員会は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について別に定めるところに基づき認定審査を行い、その結果を本部長に報告するものとする。

3 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(認定審査結果の通知)

第7条 本部長は、認定審査において、要件に適合すると認められた場合は、申請のあった生産者を認定し、当該申請者に対して「つや姫」生産者認定・生産計画承認審査結果通知書（様式第2号）で通知するとともに、構成員に「つや姫」生産者認定証（様式第3号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 本部長は、認定審査において、要件に適合しないと認められた場合は認定しないものとし、当該申請者に対して「つや姫」生産者認定・生産計画承認審査結果通知書（様式第2号）を用いその理由を付して通知するものとする。

(認定期間)

第8条 認定期間は、その認定を受けた産年から3年間とする。

(認定内容の変更)

第9条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに「つや姫」生産者認定・生産計画承認内容等変更届出書（様式第4号）を本部長に届け出なければならない。

(1) 申請書類に記載した内容に変更が生じたとき。

(2) 「つや姫」の生産又は販売を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき。

(生産計画の承認申請)

第10条 既に認定を受けている「つや姫」生産者は、別に定める期間内に、「つや姫」生産者認定・生産計画承認申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し本部長に提出するものとする。

(1) 「つや姫」作付け予定ほ場の地番及び面積（様式第6号）

(生産計画の審査)

第11条 本部長は、前条の申請があった場合は、生産計画に関する審査（以下「生産計画審査」という。）を委員会に付託するものとする。

2 委員会は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について別に定めるところに基づき生産計画審査を行い、その結果を本部長に報告するものとする。

3 申請者は、生産計画審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(生産計画の審査結果通知)

第12条 本部長は、生産計画審査において、提出された生産計画の内容が妥当であると認められた場合は、その生産計画を承認し、当該申請者に対して「つや姫」生産者認定・生産計画審査結果通知書（様式第2号）で通知するものとする。

2 本部長は、生産計画審査において、提出された生産計画の内容が妥当ではないまたは認定要件に適合していないと認められた場合は、承認しないものとし、当該申請者に対して「つや姫」生産者認定・生産計画承認審査結果通知書（様式第2号）を用いその理由を付して通知するものとする。

(生産計画の変更)

第13条 承認を受けた者は、申請書類に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに「つや姫」生産者認定・生産計画承認内容等変更届出書（様式第4号）を本部長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第14条 本部長は、特に必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して「つや姫」に係る報告等を求めることができる。

(認定の取消)

第15条 本部長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請で認定を受けたとき

(2) 認定要件に適合しない等認定を継続することが不適当と認めるとき

(3) 第14条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき

(4) その他制度の運用又は「つや姫」のブランド推進に重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 認定を取り消された者は、第7条の規定に基づき交付を受けた認定証を、速やかに本部長に返還しなければならない。

(認定を受けた者の責務)

第16条 認定を受けた者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について留意しなければならない。

(1) 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことで、「つや姫」の認知度向上と普及に努めること。

(2) 「つや姫」の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。

(3) 「つや姫」の計画的な生産、販売及び品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

2 「つや姫」の生産、流通及び販売等において、当該生産物に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 認定を受けた者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、「つや姫」事故等報告書（様式第7号）を用い、早急に本部長あて報告しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日から施行する。

「つや姫」生産者認定・生産計画承認申請書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

申請者
住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)
電話番号・FAX番号

このことについて、下記のとおり認定・承認申請します。
なお、別記基本要件を遵守することを申し添えます。
また、県農業再生協議会及び地域再生協議会が提示する「生産の目安」への協力に
ついては、各農業再生協議会に照会し確認することを了承します。

記

認定番号 ※新規生産者の場合、 認定番号と重複し ない通し番号とする	認定期間 (年まで) ※新規生産者の場合、 空欄とする	市町村名	集落名	氏 名	住 所	電話番号	令和 年産「つや姫」生産計画面積 (a)	認定要件 確認項目			認定証発行・再発行 (必要な場合○)
								水田経営面積 (a)	栽培方法 (有機は1、特裁は2)	県及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」への協力 (○か×)	

注) 1 本表に代え、別途作成の一覧表を提出しても良いものとする。
2 水田経営面積は、水稻のほか転換作物等の作付けを含む面積であり、最新の水田台帳面積を記入する。

3 種子の購入先 (予定)

4 添付書類確認
①様式第 5 号 (販売計画書) ※新規生産者のみ
②様式第 6 号 (「つや姫」作付け予定ほ場の地番及び面積)

別記 【基本要件】

- 栽培適地内の水田において栽培すること。
- 栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- 種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- 収穫物は自家消費を除き、全量出荷 (販売) すること。
- 「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分けに取り組むこと。
- 「つや姫」ブランド推進にかかる各種制度の運用 (書類の提出を含む)、「つや姫」ブランド推進に協力すること。また、これまでも協力していること。

様式第3号

「つや姫」
生産者認定証

認定番号

市町村名

生産者名

有効期間 令和 年産まで有効

令和 年 月 日

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部 本部長 印

「つや姫」生産者認定・生産計画承認内容等変更届出書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

申請者 (認定番号 第 号)

住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

電話番号

このことについて、下記のとおり認定（承認）内容等変更を届けます。

記

1 変更を行う認定生産者名及び認定番号

2 変更を行う項目及び内容

(1) 項目名

(2) 内 容

<変更前>

<変更後>

3 変更理由

「つや姫」 販 売 計 画 書

申請者
住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

このことについて、「つや姫」販売計画書は下記のとおりです。

記

1 販売予定先及び 販売予定数量	販売先	数量（単位に○）
		トン・kg・30kg 袋
		トン・kg・30kg 袋
		トン・kg・30kg 袋
2 品質確保対策		
3 その他		

注）2 の品質確保対策は、目標とする品質・食味基準を確保する対策及び出荷基準基本方針に基づく自主仕分けの取組みについて記入する

様式第 6 号

「つや姫」作付け予定ほ場の地番及び面積

認定番号	市町村名	集落名	氏名	地番	面積(a)

注) 1 生産者ごとに複数のほ場がある場合は、一ほ場一行で記載する。
2 「認定番号」は様式第 1 号と一致させる。

「つや姫」事故等報告書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

報告者
住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)
(認定番号 第 号)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 販売先、販売数量 及び販売価格	
2 販売期間	
3 事故内容	
4 対応状況	
5 対応結果	
6 その他	